

北朝鮮に暮らす残留日本人に関する再質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十八年十月六日

有田芳生

参議院議長 伊達忠一 殿



北朝鮮に暮らす残留日本人に関する再質問主意書

「北朝鮮に暮らす残留日本人に関する質問に対する答弁書」（内閣参質一九二第二号）の二については、「政府が平成二十六年十月に担当者を平壤に派遣した際、北朝鮮の特別調査委員会による調査について、北朝鮮から調査結果の通報はなされていない」とあります。

一 北朝鮮の特別調査委員会は、平成二十六年十月に政府の派遣団に対して残留日本人に関する調査について報告したいと伝えてきませんでしたか。「伝えてきた」か「伝えてこなかった」かを明確にお答えください。

二 北朝鮮の特別調査委員会が政府の派遣団に対して残留日本人に関する報告をしたいと伝えたにもかかわらず報告を受けとることを拒否したならその理由をお示しくください。

三 残留日本人問題は人道、人命にかかわる重大かつ喫緊の課題です。政府は日本赤十字社などを通じて残留日本人の現状の把握を行っていますか。「行っている」か「行っていない」かを明確にお答えください。

右質問する。

